

「足利事件」における虚偽自白の検証 ——取調べテープにおける菅家氏の 自白語りの特徴について (2) ——

松島 恵介*

Evaluation the quality of false confessions in the so-called “Ashikaga case” : Identifying aspects of Sugaya’s expression in recorded confessions (2)

Keisuke MATSUSHIMA *

This paper evaluates the quality of false confessions in the so-called “Ashikaga case”, and discovers two aspects of Sugaya’s expression in recorded confessions.

(1) : His expression is characterized by a lack of “psychological depiction”.

(2) : His expression is characterized by “premature ending” and “delegating his judgment about the validity of confessions to the investigators”.

1. 前稿のまとめ、および本稿への接続

本稿の目的は、重要な冤罪事件として世間の耳目を集めた、通称「足利事件」における虚偽自白の特徴を精査することである¹⁾。

実際には為されていない犯行があたかも事実として供述される「虚偽自白」がどのようにして生成されたかを解明するためには、被疑者と取調官とのあいだの取調べコミュニケーションを仔細に分析することが肝要であるが、本稿ではそれに先立って、被疑者であった菅家氏の発話それ自体に内在する特徴を探るべく詳細な分析を行うものである。

さて、前稿 (1) で明らかになったのは、菅家氏の虚偽自白における主語、そして述語 (動詞) の特徴であった。以下、先ずこのことについてまとめつつ解説を加え、本稿 (2) への接続について述べてみたい。

1-1. あらゆる「主語」が消失した自白——犯人の「私」、被害者の「私」の不在

前稿においてまず問題となったのが、菅家氏の虚偽自白において、犯行主体を表象する「主語」がほとんど出現しないという点、そして、まれに出現した場合においても、それが主語としての機能を持つことがない、という事実であった。

むろん、取調官の質問に主語がすでに含まれている、あるいは日本語では特に主語を必要としな

* 龍谷大学社会学部

い語り方が存在する、など、主語の出現頻度にかんしてはさまざまな周辺状況が影響するため、その頻度の少なさという事実それ自体はさほど取り立てて問題にすべきではないだろう。しかし、菅家氏の虚偽自白を詳細に精査していくと、ごくまれに主語が発話されたとしても、それらはすべて、呼応すべき述部を持たずに孤立するという奇妙な状態にあることが示されたのである。

すなわち、菅家氏によって「犯人として」語られた虚偽自白には、犯行の「主語」があらゆる意味において〈喪失〉されていることが明らかになったのである。

なおこの特徴は、虚偽の内容ではなく、菅家氏が実際の体験にもとづいた事実（アリバイの内容）を語ろうとする際には、全く現れないことも併せて示された。すなわち、実際には犯行を行っていない菅家氏が、犯行時間帯に行っていた内容を語る「アリバイ語り」＝「事実語り」においては、主語は頻繁に出現し、かつ、何ら機能不全を起こすことなく述語への正常なつながりが例外なく実現されていたのである。こうした事実は、主語の消失と機能不全という特徴が、菅家氏の単なる日常的な「語り口」や「語り癖」といったものには還元できないことを示しているといえるだろう。また、こうした特徴が、事実語りでは出現せず、虚偽自白の語りにおいてのみ出現するということから、これらは菅家氏の自白の虚偽性を示すひとつの表徴である可能性を示唆するものであるといえる。

前稿（1）ではさらに、こうした特徴に関連して、菅家氏の虚偽自白において登場する他の人物（被害児など）の「主語」についても精査された。結論として、そうした他者をあらわす主語の出現は皆無であることが明らかになった。むしろこの事実は、虚偽自白において他者それ自体が全く登場してこない、ということを表しているのではない。彼の自白には、被害児をはじめ、周囲の人物についてもその描写が現れているにもかかわらず、その「主語」のみが欠如していたのである。なお、さらに精査していくと、それらの主語は省略可能な「それが無いとしても大まかな意味が通じる」性質のものではなく、「文法上かつ文意上において必要とされるべきもの」、すなわち、その主語が欠如することによって明らかに文意が誤解される性質のものであった。こうした「必須」とされるべき主語が、ことさら何の理由も示されることなく、彼の虚偽自白から、奇妙なことに全て欠落していたのである。

また先ほどと同様に、こうした特徴は、虚偽の内容ではなく、菅家氏が実際の体験にもとづいた事実（アリバイ）を語ろうとする際には、全く現れてこないことも併せて示された。すなわち、菅家氏が事実を語る際には、他者を示す主語は頻繁に出現し、かつ機能不全を起こすことなく述語との正常なつながりが例外なく実現されていたのである。先と同様に、こうした事実は、他者を示す主語の消失という特徴が、菅家氏の単なる日常的な「語り口」や「語り癖」といったものには還元できないことを示しているといえよう。また、こうした特徴が、事実語りでは出現せずに虚偽自白の語りにおいてのみ出現するということから、これらもまた、菅家氏の自白の虚偽性を示すひとつの表徴である可能性を示唆するものであるといえる。

なお、虚偽自白における、被害児の行為や反応そのものの出現頻度については、その出現自体がきわめて少ないものであることについても前稿で指摘された。いうまでもなく、足利事件は幼女を対象とする猥褻殺害事件であるから、その誘い出しから犯行現場までの道中、さらに犯行それ自体においても、幼女側の行為および反応が数多くあったはずである。しかし、菅家氏の一連の虚偽自白においてそれらが出現したのは、わずか二箇所に過ぎなかった。菅家氏はいわば、「反応無き物

体」を相手にするような供述をしていたわけである。この点についても自白の虚偽性を表す可能性をもつものとして指摘された。

1-2. 曖昧なまま「他者」へ委ねられていくだけの「私」の犯行——取調官へと受け渡されていく犯行行為

つぎに指摘されたのが、菅家氏の虚偽自白における述語部の「動詞」の問題である。犯行行為に関連すると思われるすべての動詞を一つずつ取り上げて精査したところ、もうひとつの大きな特徴が明らかになった。

それは、自白の内容が、犯行行為の周縁部（犯行を準備する、など）から核心部分（被害児の首を絞める、など）に至るにつれて、動詞の表現が曖昧になり、かつ、その語の妥当性の判断が聞き手に委ねられるような表現へと変化してゆく、というものであった。具体的にいえば、事前の犯行準備や事後的な遺体処理にかんする行為については比較的明瞭な表現で語られてはいるものの、犯行行為そのものについては、「（首を）絞めたっていうんですか…」・「何ていうんですか、舐めたっていうんですか…」といったように、不明瞭かつ、その語の妥当性が聞き手に委ねられるスタイルで表現がなされていたのである。

なお、こうした語りの傾向性は、彼の事実（アリバイ）語りでは全く出現しないことも併せて確認された。

1-3. 主語が不在であり、かつ、述語の希薄な自白

そもそも、こうした前稿の分析については、菅家氏の自白における〈たどたどしさ〉という一般的な印象の内実を、具体的に見定める目的で始められたものであった。ところが、これまで見たように、それは単なる〈たどたどしさ〉の範疇を超えて、菅家氏の自白のもつ〈虚偽性〉そのものに接近しうる、特異な表徴を示していたのであった。

本稿ではこれらをどのようにして引き継ぐことが可能であるだろうか。

まずは、あらためて菅家氏の虚偽自白、および、事実の語り（アリバイ語り）の内容を仔細に確認していくことにしたい。

2. 資料²⁾

2-1. 菅家氏の「犯行行為」語り（虚偽自白の語り）

以下に示すのは、前稿においても示した、警察官による1991年12月20日付けの、万弥ちゃん事件（広義の『足利事件』のひとつとされる事件）を巡る取調べ過程のテープ録音を文字起こしたものの（プロトコル）である。

なお、以下に取調官として登場する「橋本」・「芳村」の両氏は共に、菅家氏の取調べにあたった警察官（それぞれ、警部、警視）の名である。また、発話冒頭の番号（106～274）は、テープ録音開始時点から付与された便宜的な通し番号である。

106 橋本：そうすると、この一、神社ところから連れ出したんだんべ。神社とこ、遊んでたんか。

菅家：はい。（小声）

- 107 橋本：真実ちゃん（注・万弥ちゃんの間違い）は。うん。
- 108 芳村：万弥ちゃんだよ。
- 109 橋本：万弥ちゃんよ。遊んでいた真実ちゃん，万弥ちゃん，あの一，見つけて何か言ったんか。菅家が言葉を掛けたんか何か，向こうが掛けたんか。
- 菅家：えっとー，自分が。
- 110 橋本：うん。菅家が。
- 菅家：はい，あの，その，何してるのとか。（小声）
- 111 芳村：うん。何してるのと。万弥ちゃんに。うん，それで。その，言葉を掛けてどうしたの。
- 菅家：それで・・・・・・・・。（小声）
- 112 橋本：うん，どうやって連れてきたの。
- 菅家：じ，神社ですか。
- 113 橋本：うん。神社から，神社で遊んでいた真実ちゃん（注・万弥ちゃんの間違い）に。
- 114 芳村：万弥ちゃん。
- 115 橋本：万弥ちゃんに，何しているのと声を掛けたと。それで，どうやって連れてったんだ。抱いて連れてったんか。
- 菅家：いえ。
- 116 橋本：なんだい。
- 菅家：あの時は・・・・・・・・。（沈黙・約15秒）
- 117 橋本：ん。
- 118 芳村：そんな時は何で連れて行っちったんだい。
- 119 橋本：本城へ行く，行くのに，幼稚園行くってのに菅家は何で行っていたんだと。通勤，通っていくのに。
- 菅家：あのころは・・・・・・・・軽自動車に乗ってまして・・・・・・・・。
- 120 芳村：うん。軽自動車ってのは・・・・・・・・何，四輪車なのか，二輪車なのか。
- 菅家：四輪です。
- 121 芳村：四輪車か。
- 122 橋本：そうすると，この，万弥ちゃんごと，軽四輪に乗せてったんか。連れてったんか，自転車か，歩いて連れて行ったんか，どうやって連れて行ったんだ。連れてくって，手を引いてかなんで，わかんね。それは覚えてるんだろ。
- 菅家：んー，その時は車は使ってません。
- 123 橋本：車は使ってない。すと，車使っていないっつー言う事は，歩きか，自転車か，バイクか。
- 菅家：そんな時は，あの，自転車です。（小声）
- 124 橋本：自転車。うん。すと，自転車に乗せてったのか，それとも，自転車置きっぱなしか。
- 菅家：自転車は，あの・・・・・・・・じん，じん，神社の・・・・・・・・。
- 125 橋本：うん。
- 菅家：んー・・・・・・・・，中，中ですか。
- 126 橋本：うん。神社の中に自転車を置いたんか。
- 菅家：はい。
- 127 橋本：そんで，その一，万弥ちゃんをどうやって連れていったんだい。
- 菅家：で・・・・・・・・神社の中入りまして。
- 128 橋本：うん。神社に入ったと。自転車で。それで。
- 菅家：それで，あの一・・・・・・・・自転車を端置きまして。
- 129 橋本：うん。自転車を端に置いたと。

- 菅家：神社の・・・・・・中ですか、中に入って行きました・・・・・・で・・・・・・神社の裏ですか。
- 130 橋本：神社の裏。うん。
菅家：裏へ、行きました。
- 131 橋本：神社の裏って何があるんだい。
菅家：うーん、あの裏は、木だとかそういう。
- 132 橋本：神社の裏に木が生えてんか。そんで、木が生えているところで何かしたの。
菅家：そこで、なんていうんですか、いたずら・・・・・・。
- 133 橋本：いたずらしたの。
菅家：っていいいますか。
- 134 橋本：木が生えているところで、何したの。例えば、どんな事やったの。いたずらって。
菅家：あの一・・・・・・なんといえますか・・・・・・こういうようなか、形ですか。
- 135 橋本：そういう格好。そりゃなんだい、そりゃ、だ、抱い、だ。
菅家：抱くような。
- 136 橋本：抱くような格好したつつんかい、いたずらつつうのは。
菅家：はい。
- 137 橋本：ふーん。抱くような格好したでしょ。
菅家：はい。
- 138 橋本：うん、で、それからどうしたの。
菅家：それで・・・・・・声をちょっと、あの一、あの一、上げるっていいいますか。
- 139 橋本：うん。声を出したんか。いたずらしたら。真実ちゃん、ん一万弥ちゃんが。
菅家：はい。
- 140 橋本：うん。
菅家：それで。
- 141 橋本：うん。
菅家：あの、危ない・・・・・・危ないと思いまして。
- 142 芳村：危ないっちゅうのは。
菅家：あの・・・・・・聞こえるっていいいますか。
- 143 橋本：誰かに見付かるつつうのか。声出したつつうことか。
菅家：はい。
- 144 橋本：それで。
菅家：で・・・・・・これはちょっとあれなのかなと思いまして。
- 145 橋本：うん。それで。
菅家：自分で・・・・・・あの・・・・・・あの、首ですか・・・・・・。
- 146 橋本：うん。
菅家：・・・・・・。
- 147 橋本：うん、首をどうしたの。
菅家：あの、何ていうんですか、し、絞めたような感・・・・・・。
- 148 橋本：首をどした。
菅家：し、しめ、絞めたっていうんですか。
- 149 芳村：どんな風に絞める。絞めるっていうのは。
菅家：やはり、あの、こういう風な・・・・・・感じですか。
- 150 橋本：それは、こないだの、話聞いたんべな。あの、真実ちゃんで。

菅家：はい。

151 橋本：あれとおんなじような事やったの。

菅家：はい。そうです。

152 橋本：あれとおんなじようなやり方か。

菅家：はい。

(中略)

240 橋本：うんうん。んで、ここでそすると、こら、首やったら、あれか、どしたんだい。

死んじゃったんか、これは。

菅家：んー・・・・・・・・あのー・・・・・・・・。

241 橋本：これ、こうやっちったんだから、声出す、動かねんか、おめえそれで。

菅家：はい、あの一、自分が。

242 橋本：うん。

菅家：あの一・・・・・・・・ちょっと声を出しかけていましたもんで。

243 橋本：うん。

菅家：ん、なんだ、あの一・・・・・・・・。

244 橋本：相手が声を出しかけたんで。

菅家：はい。

245 橋本：見付かっちゃ大変だと思って、あの、首を絞めちって、やっちったつつんか。

菅家：はい。

246 橋本：その頃は、ほら、明るいんかこら。その時間は。

菅家：その時間も・・・・・・・・暗かったと思うんですけど。

247 橋本：この頃は暗かったの。それで、それでその後どうしたつつんだい。ここへ、んだから一端横にしたつつんでしょ。死んじゃった真実ちゃんを。・・・・・・・・んでそ、真実ちゃんじゃねえ、万弥ちゃんよ。それから。

菅家：んで、あの、こういう・・・・・・・・。

248 橋本：顔がこうなっちったんで、そこへ横へ置いたつつんだろ。その後よ。

菅家：・・・・・・・・その後は・・・・・・・・。

249 橋本：ここで何かしたの。真実、あの一万弥ちゃんに。いたずらか何かを。しねえんか。

菅家：そんな時、自分は・・・・・・・・いたずら・・・・・・・・。

250 橋本：こうにして首やった。

251 芳村：死んだ後さ。

252 橋本：死んだ後、ここでは。

菅家：その後は。

253 橋本：うん。

菅家：あの一・・・・・・・・ちょっと、何ていうんですか、舐めたっていうんですか。

254 橋本：何処なんだ、何処らへん。

菅家：やっぱり、あの一、頬といいます、頬・・・・・・・・。

255 橋本：頬、ほっぺたか。

菅家：はい。

256 橋本：頬を。

菅家：はい。

- 257 橋本：頬を舐めたんか。うん。そんで、その後、その後どしたの。
菅家：・・・・・・その後は、あの一・・・・・・。
- 258 橋本：頬を舐めたと。
菅家：・・・・・・。
- 259 橋本：・・・・・・その後は。
菅家：・・・・・・その後は、あの一・・・・・・。
- 260 橋本：ん。
菅家：・・・・・・あの、紐ですか。
- 261 橋本：紐。
菅家：はい。紐は、あの一、紐とかビニールですか。
- 262 橋本：うん。
菅家：そういうの無かったような、だったので。
- 263 橋本：うん。
菅家：一端、ここへ置きまして。
- 264 橋本：何処へ。
菅家：あの、その。
- 265 橋本：その場所へ。
菅家：場所へですね。
- 266 橋本：なんで、紐がなんで一緒なんだい。
菅家：やはりあの一、ビニールがありますから。
- 267 橋本：うん。
菅家：あの一、ビニールだけだと、パカパカっていうんですか。
- 268 橋本：いや、ビニールだの紐は何、これ、何かやちったんか、この、あの一、真実ちゃん（注・万弥ちゃんの間違い）を。
菅家：あの一、やはり。
- 269 橋本：うん。
菅家：その一、何ていうんですか、その一、ままですと。
- 270 橋本：ここに置きっぱなしだと。
菅家：はい。
- 271 橋本：うん。
菅家：あれです。
- 272 橋本：なんだ、まずいんか。ここに置いたんじゃ。
菅家：はい。それで、あの一。
- 273 橋本：どっかへ運ぶっちゃうことか。
菅家：はい
- 274 橋本：うん、それ何、運ぶ物が必要だったんか。
菅家：はい

プロトコルの引用は以上である。

2-2. 菅家氏の「アリバイ」語り（実体験の語り）

つぎに示すのは、後に自白を撤回し、否認へと転じた際の菅家氏の語りである。これは前項にお

ける犯行プロトコルとの（便宜的な）比較対象となる、当該事件の犯行時間帯における菅家氏の実体験の語り（菅家氏の『アリバイ語り』）のプロトコルである。なお、これも前稿において引用したプロトコルと同じものである（森川検察官による 1992 年 12 月 7 日付けの取調べの内容）。

なお、発話冒頭の番号（059～068）は、テープ録音開始時点から付与された便宜的な通し番号である。

059 菅家：分かります。話します。あの実はですね、5 月の 12 日にですよ、平成 2 年ですかね、その日、旭幼稚園ですか、終わったのが 1 時半、えーっと 11 時に生まれて、それで終わったのが 1 時です。それから 10・・・1 時頃終わって、それで 1 時半頃に家に帰って来ました。そして、1 時半頃帰って、うちで、あの一、即席ラーメンですか、それを食べました。それから・・・（沈黙・7 秒）確か、2 時半頃でした。2 時半頃・・・、自分は確か 2 時半頃出たと思います。

060 森川：2 時半頃出た？

菅家：はい。

061 森川：自宅をね。それで？

菅家：あの、2 時半頃生まれて、それであの、パチンコ屋さんですか、あそこへ寄っていくつもりでいたんです。こないだ警察ではやりましたと話しました。だけど、やっていないんです。あの時間。（声を詰まらせて）

062 森川：それで？

菅家：それで自分は 2 時半頃うちを出まして、それでまっすぐ、まっすぐなんですけども田中橋を渡りまして、それから、山清食料品ですか・・・、あそこへ寄って来ました。

063 森川：あっそうなの、ふーん。それから？

菅家：それから、うち福居ですけども、福居の和泉町ですけども、あそこへ 3 時ちょっと過ぎだったと思いますけど、あそこへ行きて、そんで、窓開けてそれで、掃除したわけです。ほこりがたまっていましたから、ほうきでテレビの周りとか、あの一、絨毯ですとか、ベッドですか、ベッドの後ろとか掃いたんです。

064 森川：あっそう。

菅家：それで、あの一、5 時過ぎで、5 時過ぎだと思うんですけども、自分明かりをつけまして、そうしますと大家さんですか、大家さんの確か奥さんだと思うんですけども、あの人が毎日あそこ通るわけです。自分の借りている家の横ですか、あそこ、5 時過ぎになると、年中通ってます。朝も通ってました。5 時過ぎには明かりをつけておいて、テレビをつけておいて、それでずっと見てました。

065 森川：あー、それで？

菅家：それで、あの夜遅く・・・ですか、11 時ころですけども、寝たのは 11 時ちょっと過ぎです。

066 森川：あ、そうなの。

菅家：それから次の日ですか、次の日にも、何時ころですか、10 時ころですけども、うちを、あの一、福居の和泉町から出ました。10 時頃出ました。それから、やはり田中橋を渡って行きました。そうしますと、右側ですか、東側なんですけども、あそこに人がいっぱいいました。それから中継車ですか、確か日本テレビの中継車だと思います。その車が土手の上にありました。それで自分は何があったんだろうと思ひまして。それで、こうやって、東側の方をこうやって見ながら、何か人がいっぱいいるけどもどうしたんだろうと思ひました。でも自分は、そのまま、やはり、家富町の方へ帰って行ったんです。それでうちへ帰って、何か渡良瀬であったのかいと聞いたんですけども、でも事情分かりません。

067 森川：ふーん。ああそう？ふーん。

菅家：これ本当です。

068 森川：ふーん。

菅家：本当今まで嘘についてすみませんでした。（泣きながら）

プロトコルの引用は以上である。

3. 分析および考察

3-1. 犯人描写の表層性—主語と主体性，その内面をめぐって

3-1-0. 問題の所在

先にみたように、前稿において主として明らかになったのは、菅家氏の自白における「主語」の消失と機能不全、そして、犯行行為の表現をめぐる曖昧さと、その妥当性が聞き手に委ねられる点であった。本稿ではこれらの点を深める分析を試みることにする。

まず、主語に関連する問題からみていこう。先述したように他者（被害者など）を示す主語が不可解なかたちで消失する点も看過できない問題であるが、ここでは先ず、犯人を示す主語をめぐる問題について注目してみたい。

このポイントは、ごく大雑把にいうならば、犯人としての当事者の〈主体性〉に関わってくる問題であると捉えることもできよう。むろん、前稿においても指摘したように、現段階において「主体性」という抽象的な語を中心に据えて議論をすすめることは拙速に過ぎるし、また同時に、この語の概念に引きずられて具体的な問題の本質を見誤らせる危険も孕む。なによりもこの概念それ自体をそのまま分析に適用することは極めて困難であるだろう。

ただし、じっさいには犯行を行っていなかった菅家氏が、犯人を（疑似的にではあれ）演じていたこと自体はひとつの事実であるから、その意味において、彼がどの程度まで犯人としての主体に「なりきっていたのか（あるいは、いなかったのか）」ということに一定の関心を寄せておく必要はあるだろう。

菅家氏の自白における一連の発話表現のなかにこの点を模索していくとするならば、どういった方途が考えられるであろうか。ここでは、こうした問題を具体化していくひとつの方法として、菅家氏がどの程度、犯人の〈内面〉にまで踏み込んで自白を行っていたか、というポイントについて精査することを試みたい。以下では、この指標の一つとして、菅家氏の虚偽自白において、犯人の内的心理状態（以下、『内面』や『心理状態』等と略記）の描写に関わる表現をすべて抜き出すこととし、それらを逐一精査していくことにしたい。

3-1-1. 犯人の〈内面〉描写についての分析および考察

さて、菅家氏の虚偽自白を冒頭からたどっていくならば、犯人としての内面にかかわると思われる表現はまず、通し番号 141 において「あの、危ない・・・危ない『思い』まして」という表現として、さらにすぐ後に続く 144 において「で・・・これはちょっとあれなのかなと『思い』まして」という表現として出現していることがわかる。

ここで結果を先取りしていえば、この箇所を除いて、菅家氏の虚偽自白には、犯人としての内的

心理描写はいっさい存在しない。したがって、この言及については詳細にみていく必要があるだろう。

さて、この場面は、「被害児が声を上げたため、首を絞める」という文脈に位置する。したがってこの前後の流れを含めてあらためて確認しておこう（当該箇所には下線を施す）。

137 橋本：ふーん。抱くような格好したでしょ。

菅家：はい。

138 橋本：うん、で、それからどうしたの。

菅家：それで・・・・・・声をちょっと、あの一、あの一、上げるっていいですか。

139 橋本：うん。声を出したんか。いたずらしたら。真実ちゃん、ん一万弥ちゃんが。

菅家：はい。

140 橋本：うん。

菅家：それで。

141 橋本：うん。

菅家：あの、危ない・・・・・・危ないと思ひまして。

142 芳村：危ないっちゅうのは。

菅家：あの・・・・・・聞こえるっていいですか。

143 橋本：誰かに見分かるつつうのか。声出したつつうことか。

菅家：はい。

144 橋本：それで。

菅家：で・・・・・・これはちょっとあれなのかなと思ひまして。

145 橋本：うん。それで。

菅家：自分で・・・・・・あの・・・・・・あの、首ですか・・・・・・。

146 橋本：うん。

菅家：・・・・・・。

147 橋本：うん、首をどうしたの。

菅家：あの、何ていうんですか、し、絞めたような感・・・・・・。

148 橋本：首をどした。

菅家：し、しめ、絞めたっていうんですか。

この文脈から汲みとれるように、菅家氏はまず 141 において「（被害児が声を出したので、その声が誰かに聞こえたら）危ないと思ひて」という内容を述べる。では、この言及はどの程度、犯人の〈内面〉にまで踏み込んでいたといえるのであろうか。

ごく一般的な印象論という観点からみるならば、この言及は、犯人の心理描写としてはある種のリアリティに富んだ表現として捉えられる可能性はあるだろう。即ち、この描写はおそらく、犯行の真只中において切迫した状況にある犯人が、周囲の目撃者の存在に対して神経質になっている、といった場面として捉えられがちであり、それゆえ「迫真性をもち、かつ臨場感に富んだ」表現であるとの印象を受ける者が比較的多いと思われる。

しかし、ここでひとまず留意すべきは、これが現実には生じた行為に対するダイレクトな心的反応ではなく、あくまでも「『もし、だれかに声がきこえたとしたら』、危ないと思ひ」という、仮定法的な次元における想像的思考に過ぎない、という点である。

いうまでもなく、本件のような事件であれば、他に通常考えられる内面描写として、「少女に声を掛ける際の錯綜した心境」や「猥褻行為において生じうる特有の興奮状態」といった、犯行行為に直接かかわる心理状態が表現語として表出されることは容易に期待できようが、この種の発話は菅家氏の虚偽自白にはいっさい出現しないという点に留意すべきであろう。むろん他にも、こうした特殊な犯行をなした者であればおそらく抱くであろう、さまざまな動機、意図、願望、予測、興奮、焦燥、不安、躊躇、警戒心、怯え…といった特有の心的状態についても、彼の自白には全く登場してこないのである。こうした、本来あるべき行為に直結した心的状態をさしおいて、ここで確認されたような仮定的な次元における想像的な心理描写のみが出現するという事実は、やや特異であると言わざるを得ない。

ところで、この「危ないと思って」という言及がここで出現した理由をシンプルに説明することは困難だが、ひとつの可能性としては、その直前の「少女が声を出す」ことと、その直後の「首を絞める」という行為をつなぐために、単に事後的に要請された心理描写である、と見なすことができるかもしれない。逆に、この心理描写がなければ、供述の流れはやや不自然な印象を逃れることはできないであろう。

加えて、むしろここでとりわけ重要なのは、こうした心理描写は、とくに犯人ではなくとも可能である、という点である。すなわち、本件の〈猥褻→殺害〉という大筋の流れさえ把握した者であれば、とくに真犯人ではなくとも、この「(いたずらされた被害児の声が誰かに聞こえたら)危ないと思って」→「首を絞める」という自然な流れをつくることはきわめて容易なのである³⁾。その一方で、先に例として挙げたような、少女に対する特殊な性的関心がなければ持ちえない心理については、犯人本人であれば個有の表現をもって表出されるべきものであろう。

さて、この議論はいったん措くとして、それにつづく発話「で……これはちょっとあれなのかなと『思い』まして」(144)をみておこう。前稿においても指摘したように、これは前後の文脈を十分に踏まえたとしても意味をとることのできない、いわゆる〈意味不明発話〉であった。

あらためて前後のやりとりを通読しても、その意味を把握し難いことは明らかである。むろん全くの意味不明ではなく、本人がいくばくか躊躇したのか、あるいは、何らかの考えが頭をよぎったのかもしれない、という程度の想像は一般的には可能ではある。しかしながら、この発話内の「あれ」という指示語が示すものが不明である以上、この発話の総体としての意味を客観的なレベルにおいて汲みとることは不可能なのである。

ここで留意しておくべきは、この144の発話が、先の141の発話「あの、危ない……危ないと思いまして」とほぼ連続したかたちで、しかもそれと深くかわりのある心理状態として直後に発話されている点である。したがって、144の発話が意味不明のものであることに連動して、それに先行する141におけるリアリティや臨場感、迫真性といった印象については、かなり割り引いたかたちでその質を考慮されるべきであろう。

以上、犯人の内面にかかわる発話をすべて検討したわけだが、やはり何よりも重要なのは、菅家氏の一連の発話において犯人の心理状態に言及されている箇所が、この箇所以外に存在しない、という点であろう。もちろん、取調官の聞き方次第では、こうした内的状態に関する発話が少なくなる可能性も考えられよう。ただし、先の引用を通読するかぎり、取調官側が聞き手としてこうした発話をとりわけ制限しているようには読めない。両者のやりとりにかんする詳細な分析について

は、別稿で展開されるコミュニケーション分析に譲ることになるが、この点は大きな問題点として留意しておきたい。

ところで、菅家氏の自白における心的描写の過少さが意味するものを明らかにするには、彼の事実語り（アリバイ語り）と比較してみるのもひとつの有意義な方法であろう。ここで、先の実事語りの引用から心的描写にかかわる箇所をすべて抜き出してみよう。以下、順に羅列してみる（該当箇所には下線を施す）。

061「あの、2時半頃出まして、それであの、パチンコ屋さんですか、あそこへ寄っていくつもりでいたんです。」

066「それから中継車ですか、確か日本テレビの中継車だと思いました。」

同 066「それで自分は何があったんだろうと思ひまして。それで、こうやって、東側の方をこうやって見ながら」

同 066「何か人がいっぱいいるけどもどうしたんだろうと思ひました。」

先の自白とは聞き手も内容も異なるため、単純な比較はできないが、それでも両者の発話総量を念頭においたうえで比較してみるならば、この四か所という数字には一定以上の意味があるように思われる。

ここで司法の常識に照らせば、犯行の自白には、行為を惹き起こす〈動機〉や〈意図〉といった“心理状態”の叙述が要請される（その有無や質によって罪の軽重が左右されるので当然である）一方、そもそもアリバイとは、「その当時に何をしていたか」という事実釈明のみが求められる供述であり、ここで菅家氏は、犯行時間帯がどのような「行動」によって占められていたかという客観的な情報のみ述べさえすればよいのであって、その当時の“心理状態”についてわざわざ言及する必要はないはずである。

このアリバイ語りから見い出されるのは、菅家氏はそもそも、自らの心理状態を語ることが苦手な人物ではないし、また行為の羅列だけで出来事を叙述するような語り口をもった人物でもなく、むしろ、心理描写を求められないような状況においてもそれを積極的に述べる者である、という単純な事実である。そうした彼が、長い時間をかけて次々と展開される一連の犯行を描写する際には殆ど心理描写を行っていないのである。この点はやはり、彼の自白の虚偽性にかかわる事実として重く受け止めておくべきであろう。

3-1-2. 自白において菅家氏は〈なにもの〉になろうとしていたのか

ここで当初の問題意識に立ち返っておこう。じっさいには犯行を行っていなかった菅家氏は、犯人を疑似的にはあれ演じていたはずであり、彼がどの程度まで犯人としての主体に「なりきっていたのか（あるいは、いなかったのか）」という問題がそもそもの関心であった。ここから、菅家氏がどの程度、犯人の〈内面〉にまで踏み込んで自白を行っていたかというポイントを精査することが当初の課題となっていたのであった。

先の分析を踏まえていうならば、「菅家氏は、犯人の内面にはほとんど踏み込まないかたちで、自白を行っていた」と一応は結論づけることができよう。彼は犯人を演じようとしたかもしれない

い、しかしながら、彼は〈犯人になりきる〉ことなど到底出来なかったのであるし、犯人を内側から描写する視点すら持ち得なかったといえよう。結局のところ、彼がなぞろうとしたのは、〈犯人〉というよりも、単なる〈犯行〉の表層（＝誰にも知り得た情報）に過ぎないのである。そして前稿において既にみたように、彼がなぞろうとした犯行行為ですら、きわめて貧弱であり、かつ表現としての自立性をことごとく欠いた代物であったのである。

さて、この節の最後にあえて多少踏み込んだ考察が許されるならば、菅家氏は犯人を演じることが「出来なかった」のではなく、あえて「しなかった」のだ、と考えてもよいだろう。彼はむしろ、犯行を途切れ途切れに語りながら、自らが無実であることのサインを多少なりとも表出していた可能性もありうるのではないか。

もちろんその客観的な根拠をここで明示的に示すことは困難であるが、ここで、参考までに、公判廷における被告人尋問における菅家氏の様子に少し触れておきたい⁴⁾。以下に示すように、心理状態についての問いかけに対する菅家氏の反応には、それを何らかの意思をもって忌避するような特有の指向性が孕まれているのである。

まず一つ目の事例を紹介しよう。幼女を連れ出した経路が変更されたことに関連して、質問者から、「気が変わったのか？」という問いがなされたが、これに対し、菅家氏はつぎのように応答する。「気が変わったといえますか、遊園地の道路まで行きましたけれども、それから河川敷ですか、そこまで行きました。」（一審・第五回公判記録 110 丁）

次の事例であるが、「どの段階で猥褻意図が生じたか？」という問いに対し、菅家氏は、「その時は、自分では変な気持ちはなかったのですが、途中から、何と言いますか、抱きしめるといふか、そういう気持ちになりました。」と答えている（一審・第六回公判記録 155 丁）。

ともに、心理状態をたずねる問いかけに対して、あえて心理状態に触れないような仕方での回答がなされていることに気づかれよう。一事例目においては、「気が変わったか？」という心理にかかわる問いかけに対し、菅家氏は直接答えることなく、変更された行為の内容のみを順に淡々と語っている。二事例目において「猥褻意図」を直接問われた質問にかんしては、彼は「抱きしめるといふか、そういう気持ちになりました。」と、行為そのものを動機的な言い回しへと無理やり変換するような、不自然な発話を行っているのである⁵⁾。

なお一連の公判記録においては、同様なしかたで、動機をはじめとする犯人の内的心理状態に言及することを意図的に避けているかのような菅家氏の応答がいたるところに発見されている。ただ本稿はあくまでも逮捕直後の取調べテープにおける菅家氏の自白内容の分析を主眼とするものであるから、こうした点についてはこれ以上の言及は行わず、別稿に譲ることとしたい⁶⁾。

3-2. 自白の委譲—非体験者へと委ねられる〈体験者の発話〉

ではつぎに、前稿において指摘されたもうひとつの特徴である、自白における動詞が孕んでいた問題に触れつつ、さらなる分析を進めていこう。

ここで前稿の内容を具体的に再確認すれば、それは、菅家氏によって発話された動詞のうち、とりわけ犯行行為について、「(首を)絞めたっていうんですか…」・「何ていうんですか、舐めたっていうんですか…」といったように、表現として不明瞭であったということ、そして、その表現の妥当性が聞き手に委ねられるような傾向が強く表れていた、という点である。

ここではとりわけ、後者の〈聞き手への委譲〉をめぐる問題について議論を深めたい。むろん、聞き手へと委ねられているものはいったい何か、という疑問は常につきまとうだろう。現段階においていえば、それはごく表層的な表現レベルの妥当性に関わる問題なのか、あるいは表現しようとする内容そのものにまで踏み込むものであるのか、という議論である。じつはこの二者を明確に峻別する線引きはかなり厄介な問題であり、現段階において拙速に結論づけることは困難である。

以下の分析においては、この問題に少しでも接近するために、前稿を引き継ぎつつ、さらに別の角度からプロトコルを詳細に検討してみることにしたい。

3-2-1. 自白語りの委譲性についての分析および考察

本稿ではこの問題に関連して、先ず菅家氏の自白語りの全体をあらためて通読し、その語り口を再検証してみたい。

以下ではさしあたり、ごく単純に、菅家氏の発話の終結スタイルに注目してみることにしたい。すなわち、菅家氏の語りが聞き手の語りへと交替する際に、それがどのようなかたちで受け渡されているのか、というポイントを具体的に明らかにするという目論見である。

ここではひとつの試みとして、ごく単純に菅家氏の発話のみを全て抜き出し、順に羅列してみることで彼の発話の終結スタイルを一覧することにした。 (なおその際、聞き手からの質問にたいして単に肯定、否定するだけの短い応答反応 (「はい。」「いいえ。」「そうです。」「ちがいます。」など) は除くこととする。)

では対話開始時から順に、菅家氏の発話のみを順に抜き出していくことにしよう。注目するのはその語尾である。

109 菅家：えっとー、自分が。

110 菅家：はい、あの、その、何してるのとか。(小声)

111 菅家：それで……。 (小声)

112 菅家：じ、神社ですか。

116 菅家：あの時は……。 (沈黙・約 15 秒)

119 菅家：あのころは……。 軽自動車に乗ってまして……。

120 菅家：四輪です。

122 菅家：んー、その時は車は使ってません。

123 菅家：そんな時は、あの、自転車です。(小声)

124 菅家：自転車は、あの……。 じん、じん、神社の……。

125 菅家：んー……。 中、中ですか。

127 菅家：で……。 神社の中入りまして。

128 菅家：それで、あの……。 自転車を端置きまして。

129 菅家：神社の……。 中ですか、中に入って行きまして……。 神社の裏ですか。

130 菅家：裏へ、行きました。

131 菅家：うーん、あの裏は、木だとかそういう。

132 菅家：そこで、なんていうんですか、いたずら……。

133 菅家：っていいいますか。

- 134 菅家：あの一………なんといひますか………かういふやうなか、形ですか。
- 135 菅家：抱くやうな。
- 138 菅家：それで………声をちよつと、あの一、あの一、上げるっていいひますか。
- 141 菅家：あの、危ない………危ないと思ひまして。
- 142 菅家：あの………聞こえるっていいひますか。
- 144 菅家：で………これはちよつとあれなのかなと思ひまして。
- 145 菅家：自分で………あの………あの、首ですか………。
- 146 菅家：………。
- 147 菅家：あの、何ていふんですか、し、絞めたやうな感………。
- 148 菅家：し、しめ、絞めたつていふんですか。
- 149 菅家：やはり、あの、かういふ風な………感じですか。
- 240 菅家：んー………あの一………。
- 241 菅家：はい、あの一、自分が。
- 242 菅家：あの一………ちよつと声を出しかけていましたもんで。
- 243 菅家：ん、なんだ、あの一………。
- 246 菅家：その時間も………暗かつたと思ふんですけど。
- 247 菅家：んで、あの、かういふ………。
- 248 菅家：………その後は………。
- 249 菅家：そんな時、自分は………いたずら………。
- 252 菅家：その後は。
- 253 菅家：あの一………ちよつと、何ていふんですか、舐めたつていふんですか。
- 254 菅家：やっぱり、あの一、頬といひます、頬………。
- 257 菅家：………その後は、あの一………。
- 258 菅家：………。
- 259 菅家：………その後は、あの一………。
- 260 菅家：………あの、紐ですか。
- 261 菅家：はい。紐は、あの一、紐とかビニールですか。
- 262 菅家：かういふの無かつたやうな、だつたので。
- 263 菅家：一端、ここへ置きまして。
- 264 菅家：あの、その。
- 265 菅家：場所へですね。
- 266 菅家：やはりあの一、ビニールがありますから。
- 267 菅家：あの一、ビニールだけだと、パカパカつていふんですか。
- 268 菅家：あの一、やはり。
- 269 菅家：その一、何ていふんですか、その一、ままですと。
- 271 菅家：あれですので。
- 272 菅家：はい。それで、あの一。

以上、先の条件のもと、菅家氏の発話をすべて抜き出して羅列した。

詳しい解説を経ずとも、菅家氏の発話のほとんどが、自らの発話内で完結することなく途中で途切れるかたちで打ち切られていることが分かるだろう。発話内で完結しているのはわずか4例で、そのうち3例は当時の交通手段についてのまとまった解答群であり、犯行行為そのものとは直接関

係がない(120:四輪です。122:んー、その時は車は使ってません。123:そんな時は、あの、自転車です。)。残る1例は、「裏へ、行きました(130)。」というもので、これ自体では意味をなさない。なおこれは、直前の129における「神社の……中ですか、中に入って行きまして……で……神社の裏ですか。」という途切れた発話の、動詞部のみを補足する役割を果たす発話に過ぎない。なおこれもまた、犯行行為のいわば周縁部に位置づく行為であり、その意味においてもさしたる重要性を孕んでいないといえよう。

さて、ほぼ中途切れで支配される彼の犯行語りについては、アリバイにかんする事実の語りとは逐一比較するまでもないだろう。念のため再確認するかたちで先のアリバイ語り(事実語り)をあらためて通読してみると、その発話の明瞭さ、自己完結性は際立っている。

むろん、一般的な観点からいえば、通常の対話における個々の発話は、相手からのいわゆる「割り込み」によって中途切れに終わることもありうる。しかし、先の犯行にかかわる対話プロトコルを通読するかぎり、取調官が菅家氏の発話を遮るような仕方で介入していたとは考えにくい。ただし、116における「あの時は……。 (沈黙・約15秒)」といったやや長めの対話の空白状態(ポーズ)の扱いには注意が必要であろう。この沈黙の所属する先が菅家氏であるのか、あるいは、取調官であるのかについては慎重な判断が求められよう。すなわち、菅家氏がまだ黙り続けているのか、あるいは、取調官の方が話し始めるまえに躊躇をしていると見なすのか、この判断を第三者が拙速に下すことはできない。むろん、厳密に言えば、こうした沈黙をめぐる問題は、その沈黙時間の長短にかかわらず存在しうる。ただし、今回のケースについていうならば、彼の発話の殆どが、内容的にも「中途切れ」に終わっていることが明らかにみてとれる。このことに鑑みれば、菅家氏の発話の後に出現する沈黙は、彼自身に所属するものと見なすことができるだろう。

したがって、総じていうならば、菅家氏の虚偽自白にみられる〈未完結性〉という特徴は、形式上のみならずその内容においても一貫する、彼特有の発話スタイルとして理解してよいだろう。

では、この未完結性は、前稿でみたような「他者への委譲」とどのように関係してくるのであろうか。以下では、先にみた〈中途切れ発話〉のなかから、とりわけ、「～というんですか」、「～といますか」といったような、その表現の妥当性の判断が他者へと委譲されるような語り口のみを抜き出し、順に羅列して一覧してみよう。(該当部には下線が施してある)

112 菅家: じ、神社ですか。

125 菅家: んー……、中、中ですか。

129 菅家: 神社の……中ですか、中に入って行きまして……で……神社の裏ですか。

132 菅家: そこで、なんていうんですか、いたずら……。

133 菅家: っていいいますか。

134 菅家: あの一……なんといひますか……こういうようなか、形ですか。

138 菅家: それで……声をちょっと、あの一、あの一、上げるっていいいますか。

142 菅家: あの一……聞こえるっていいいますか。

145 菅家: 自分で……あの一……あの一、首ですか……。

147 菅家: あの一、何ていうんですか、し、絞めたような感……。

148 菅家: し、しめ、絞めたっていうんですか。

- 149 菅家：やはり、あの、こういう風な………感じですか
 253 菅家：あの………ちょっと、何ていうんですか、舐めたっていうんですか。
 254 菅家：やっぱり、あのー、頬といいます（か）、頬………。7)
 260 菅家：………あの、紐ですか。
 261 菅家：はい。紐は、あのー、紐とかビニールですか。
 267 菅家：あのー、ビニールだけだと、パカパカっていうんですか。
 269 菅家：そのー、何ていうんですか、そのー、まますと。

先のものと比較すると、量的な発話数自体はかなり減少した。しかしここで重要なのは、犯行において重要な行為や展開点といった箇所のみが残留し、そこに〈他者への委譲スタイル〉がほぼ例外なく用いられているという点である。すなわち、この引用の羅列を一読しただけで、犯行のあらまはほぼ理解できるはずである（つまり『神社の中に入り、その裏に行き、いたずらし、（相手が）声を上げたので、聞こえると思い、首を、締め、頬を、舐め、紐やビニール（を遺棄のため用意する）』という一連の流れを、この抜粋のみでそのまま辿ることができる）。

逆に、2-1において引用した取り調べ全体の対話プロトコルをあらためて通読してみると、自白において主要な犯行キーワードが語られている箇所には、必ずこうした語りのスタイルが出現することも確認できよう。これは前稿において確認した事実とも重なる。

さて、このようにみてくると、やはり菅家氏が聞き手へと委ねているものは、単にごく表層的な表現レベルの妥当性の問題ではなく、その表現される内容にまで踏み込むものである可能性が高いというべきであろう。とすれば、菅家氏の自白は、ほぼつねに中途半端な形式で終結するだけでなく、ほとんど実質的にはその意味内容までも聞き手へと譲り渡されるかたちで語られている、ということができるのではないか。

じつに奇妙なことに、彼は、犯人しか知りえないはずの〈私秘的〉な犯行内容を、逐一「これでいかがでしょうか？」と他者に尋ねながら語っているのである。

3-2-2. 菅家氏はいったい何の「語り手」なのかーコミュニケーション分析にむけて

菅家氏の自白語りに出現したこの異様なスタイルの正体については、のちに展開される別稿のコミュニケーション分析に譲るが⁸⁾、菅家氏が真犯人ではないという明白な事実鑑みると、やはり自白の虚偽性との本質的なかわりが示唆されよう。

本節のさいごに、これまでの分析を念頭に置きつつ、少々先走って述べるのが許されるなら、無実の菅家氏は、偽りの「犯行行為」を途切れ途切れに小出しにすることによって、取調官（警察官）に〈それが正しいかどうか〉逐一確認しながら発話をすすめる以外には為す術がなかった、と推測できるかもしれない。なによりも、取調官は事件の詳細を予め把握している警察官本人なのであるから、自白内容の妥当性を判断する相手としては最も適格な人物なのである。

したがって、むしろここでは本来〈語り手〉であるはずの菅家氏は、自らの断片的な発話が実際に妥当性を持つか否か、という極めて重要な情報を取調官側から「引き出す」という役割をもつ、実質的な〈聞き手〉であるというべきではないだろうか。その一方で、本来は〈聞き手〉に徹しなければならないはずの取調官は、菅家氏側からの「これでいかがでしょうか？」という問いに応える主体的な役割を占めるばかりではなく、最終的には、こうした菅家氏とのやりとりを「自白調

書」という一人称語りの統一された文体にまとめ、ひとつの妥当なストーリーに仕上げるという、実質的な〈語り手〉の役割を担っているのである。

*

*

*

こうした奇妙な逆転がここで生じていると考えるならば、これまでに蓄積されてきた分析結果は統一的なかたちで理解できるかもしれない。すなわち、菅家氏の自白の〈主体〉は菅家氏ではなく、また、(仮設された)犯人そのものでもなく、あくまでも取調官なのであって、これまでにみてきた彼の自白の特徴は、このことを様々な角度から表象していると考えることができるのである。

4. おわりに一菅家氏が行っていたのは〈自白〉なのか

さて、本稿を閉じるにあたって、これまでの結果を別の視点からみるなら、菅家氏の自白には徹底して「個」的なものが失われている、といえるのではないか。

まず、犯行主体である「私」という主語の欠如と機能不全という、「個」の喪失がみられた。さらにそこには、その個人的内面さえも表出されることがなかった。彼はいったい「誰」の犯行を語っていたのであろうか。

また、被害児および他者の主語も自白からいっさい失われていた。さらには、前稿で少し触れたように、被害児の名前を取調官が何度も間違えても、菅家氏は一度たりとも訂正することがなかった。彼の自白した犯行は、いったい「誰」を対象に行われていたのだろうか。

菅家氏が語っていたといえるのは、主体もなく、内面もなく、その対象すら欠いた、あいまいな動詞の断片的な表層にすぎない。それは「個」に定位した具体的な動きを伴う動詞などではなく、誰でも思いつくような定型の犯行動詞であり、常にそれは、曖昧なかたちのまま、それを知るはずのない聞き手へと委ねられていたのであった。

とすれば、菅家氏が行っていたのは「自白」であるといえるのだろうか。

おそらくは、それは「虚偽自白」ですらない、ということができるだろう。

もし菅家氏の語りを、本来の意味において〈真摯に聞く〉者がいたとすれば、彼の失われた十七年間は全く別のかたちで存在できたはずである。

注

- 1) DNA 鑑定によって、被疑者であった菅家利和氏の無実が証明されるに至った足利事件についての詳細は、松島(2012)を参照されたい。
- 2) 前稿においても述べたように、以下のプロトコルは、足利事件主任弁護人である佐藤博史氏の論文(佐藤, 2010)からの引用であり、現時点においては、この引用箇所以外のプロトコルについては、研究目的での使用は制限されている。なお、プロトコル中の「(注)」や「(中略)」といった()内の表記については、当該論文において付されたものをそのまま記載してある。
- 3) 当時盛んになされた報道や警察発表などによって、巷の多くの人びとは事件の概要を容易に知る事が出来る状況にあった。
- 4) 第一審公判、真美ちゃん事件についての被告人尋問。なお前稿で指摘したように、広義の足利事件における三つの事件(真美ちゃん事件、万弥ちゃん事件、有美ちゃん事件)においては、それらの虚偽自白における犯行の手口は似通っており、また取調官もそれらの事件を混同して取調べにあたるが多かったなど、被疑者と取調べ官の双方において混乱や混同を招くような共通性が存在したといえる。
- 5) 「抱きしめたい気持ち」ではなく、「抱きしめる、という気持ち」という特殊な表現であることに注意さ

りたい。

- 6) なおこれに関連する分析については、原、松島、高木（1996）においても一部触れているのでそちらも参照されたい。
- 7) 254 の（ ）内については、テープ文字起こしの際の音声不明瞭部位と思われるため、筆者が「か」を補ったものである。
- 8) 今後なされるコミュニケーション分析においては、菅家氏の「～ですか」・「～ますか」といった発話が、聞き手においてどのように捉えられ、応答されていくか、等の構造解明を含めた議論がなされる予定である。

引用文献

- ・原聰，松島恵介，高木光太郎（1996）．対話特性に基づく心理学的供述分析（上）－足利事件被告人 S の公判証言を素材として．駿河台大学論叢第 13 号．駿河台大学．
- ・松島恵介（2012）．「足利事件」における虚偽自白の検証——取調べテープにおける菅家氏の自白語りの特徴について（1）——．龍谷大学国際社会文化研究所紀要第 14 号．龍谷大学．
- ・佐藤博史（2010）．足利事件の取調べテープが教える取調べの技術——取調べの可視化の究極の課題．日本法學 76 巻 4 号．日本大学法学研究所．